

藤枝市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤枝市自転車等駐車場条例（平成 4 年藤枝市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書きを削る。

第 5 条第 2 項中「第 1 2 条の規定による利用券等の交付の際」を「定期利用券にあってはその発行の際に、その他の場合にあっては自転車等を退場させる際」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。